

# 電気契約種別定義書

## 実質再エネプラン

沖縄電力エリア【低圧】

令和5年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

## 目次

1	適用.....	1
2	本定義書の変更.....	1
3	定義.....	1
4	単位および端数処理.....	1
5	環境価値の提供.....	1
6	電源構成.....	1
7	電灯需要.....	2
8	電力需要.....	4
9	その他.....	6
	附則.....	7

## 1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015，以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客様に対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

沖縄電力株式会社の供給区域	沖縄県
---------------	-----

## 2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款 2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

## 3 定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

## 4 単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

## 5 環境価値の提供

環境価値とは、お客様が使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいい、当社は、供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客様の使用電力量に応じて、再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

## 6 電源構成

当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、当社 WEB サイトへの掲載などの電磁的方法によりお客様へお知らせいたします。

## 7 電灯需要

### (1) 実質再エネ 300 プラン

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること。
- (ロ) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (ハ) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(ロ)により算定される値と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

#### ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## ニ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

電力量料金	定額料金	1契約につき最初の300キロワット時まで	14,200円00銭
	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	50円67銭

### ホ その他

変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款33(違約金)に定める違約金を申し受けます。

## (2) 実質再エネ500プラン

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること。
- (ロ) 電灯または小型機器の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表5(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものといたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表4(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。)に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (ハ) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(ロ)により算定される値と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	24,125 円 00 銭
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	49 円 90 銭

ホ その他

変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33 (違約金) に定める違約金を申し受けま

す。

## 8 電力需要

### 実質再エネ動力プラン

#### (1) 適用範囲

イ 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること。

(ロ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ハ) 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について供給約款 14 (電灯需要) (1) イ(イ)または (2) イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)における使用する電灯または小型機器について供給約款 14 (電灯需要) (1)イ(イ)または (2)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降 1 年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 5 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき
-----------------

1,335 円 51 銭
--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階 料金	最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	35円60銭	34円21銭
第2段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	45円12銭	45円12銭

ハ 省エネ割引

省エネ割引は、1月の使用電力量が契約電力1キロワットあたり50キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が0.5キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が1キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。

使用電力量	省エネ割引単価
[契約電力×50]キロワット時以下のとき 契約電力1キロワットにつき	50円00銭
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外

(5) 日割計算

供給約款20（料金の算定）、供給約款21（日割計算）および供給約款別表8（日割計算の基本算式）にもとづき、日割計算をする場合の算定式は、エネワン動力プランに準じます。

(6) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、解約することがあります。この場合、供給約款33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

9 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。



附則

1 実施期日

本定義書は、令和5年4月1日から実施いたします。

2 本定義書の実施にともなう切替措置

令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、7（電灯需要）(1)ニ、(2)ニおよび8（電力需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 実質再エネ300プラン

電力量料金	定額料金	1契約につき最初の300キロワット時まで	8,414円81銭
	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円74銭

(2) 実質再エネ500プラン

電力量料金	定額料金	1契約につき最初の500キロワット時まで	14,500円00銭
	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円84銭

(3) 実質再エネ動力プラン

イ 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,237円83銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階料金	最初の[契約電力×70]キロワット時までの1キロワット時につき	17円45銭	16円06銭
第2段階料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円97銭	26円97銭